

～創業をお考えの方、創業間もない方へ～

世田谷区

特定創業支援等事業のご案内



世田谷区では、区内における創業を促進するため、産業競争力強化法に基づき「創業支援等事業計画」を策定し、国から認定を受けています。世田谷区の「特定創業支援等事業」による支援を受けた方で各制度の要件を満たす方は、世田谷区が交付する証明書により、会社設立時の登録免許税の軽減や、日本政策金融公庫の融資の際などに優遇措置が受けられます。

特定創業支援等事業による優遇措置を受けるためには

特定創業支援等事業を受ける
(世田谷区の各支援機関)

証明書交付申請
(世田谷区)

証明書交付
(世田谷区)

優遇措置
(法務局、日本政策金融公庫、
保証協会など)

特定創業支援等事業とは

創業を希望する方・創業間もない方を対象に、1か月以上にわたり創業に必要な知識・ノウハウを身につける事業です。世田谷区では、以下のとおり、経営・財務・人材育成・販路開拓に関する知識を習得できる事業を行っています。

事業名	概要	実施主体
ワンストップ相談窓口	中小企業診断士による事業計画や資金計画作成のための相談支援。	世田谷区産業振興公社 お問合せ：03-3411-6603
創業セミナー	「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の4つの要素に加えて、創業の際に必要な知識を習得し、約1か月でビジネスプランの作成を目指すセミナー。有料、年2回開催予定。	(共催) 世田谷区産業振興公社 東京商工会議所世田谷支部 せたがや中小企業経営支援センター お問合せ：03-3411-6603 (世田谷区産業振興公社)
創業融資相談	融資窓口での創業融資相談、予約制の融資相談会(毎月第2水曜日)。事業計画についてもご相談に応じます。	世田谷信用金庫 お問合せ：03-3439-1111
事業計画策定等個別支援	事業計画策定等の個別相談や資金調達に関する相談支援を行います。創業に関するセミナーも実施しています。	昭和信用金庫 お問合せ：03-3422-6667

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、各支援機関の実施内容が変更になる場合があります。

証明書の交付

1. 証明書の申請

特定創業支援等事業の支援を受けた方は、以下の書類を世田谷区にご提出ください。
証明書発行の手数料は無料です。

- ① 申請書兼証明書・・・証明書の必要部数
- ② 個人情報の提供に関する同意書・・・1部

書類の書式と記入例は、世田谷区HPからダウンロードできます。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/shigoto/003/001/d00144901.html>



(送付先) 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7
世田谷区経済産業部産業連携交流推進課 宛

2. 証明書の交付

申請が届いてから2週間以内に郵送にて証明書を交付いたします。

優遇措置を受けるには

各機関で優遇措置を利用する際に、証明書をご提出ください。各優遇制度により対象要件が異なります。
優遇措置に関する詳しい内容、対象者については、お問合せ先へ必ずご連絡ください。

優遇措置	優遇措置前	優遇措置後	お問合せ先	
会社設立時の 登録免許税の 軽減	株式会社 (最低税額)	資本金の0.7% (15万円)	資本金の0.35% (7.5万円)	【東京法務局世田谷出張所】 TEL 03-5481-7519
	合同会社 (最低税額)	資本金の0.7% (6万円)	資本金の0.35% (3万円)	
	合資会社 合名会社	6万円	3万円	
無担保、第三者保証人なしの 創業関連保証の特例	事業開始2ヶ月前 ～利用可	事業開始6ヶ月前 ～利用可	【東京信用保証協会渋谷支店】 TEL 03-5468-0135	
日本政策金融公庫 「新創業融資制度」利用	創業資金総額の 10分の1以上の 自己資金が必要	左記要件の撤廃	【日本政策金融公庫渋谷支店】 TEL 03-3464-3311	
日本政策金融公庫 「新規開業資金」	—	貸付利率の 引き下げ	【日本政策金融公庫渋谷支店】 TEL 03-3464-3311	
東京都「創業融資」	—	融資利率 0.4%優遇	【東京都産業労働局金融部金融課】 TEL 03-5320-4877	

上記のほか、中小企業庁や東京都が実施する創業関連補助金の一部に、特定創業支援事業を受けることが応募の要件となっているものがあります。詳しくは、各機関にお問い合わせください。

証明書発行に関する
お問合せ

世田谷区経済産業部産業連携交流推進課
TEL 03-3411-6653 FAX 03-3411-6635